

用地測量特記仕様書

1 面積計算手法

監督員が指示した土地の面積を計算するに当たっては、原則として座標法（世界測地系）によるものとする。

※面積計算とは

境界測量の成果に基づき、土地の取得、地上権設定及び工事用の借地及び残地について面積を算出することとする。

2 境界測量

1) 座標値

原則として、基本三角点等（公共座標）に基づいて測量した座標値を記載すること。

2) 近傍に基本三角点等（公共座標）がない場合

境界測量は恒久的地物を基準とした測量を行うものとする。基準とした点についてはその概要（点の記）及び座標値を記載する。

※「近傍」の判断については法務局と協議すること。

3) 測量範囲内に土地が広大であり買収する土地がわずかである画地を含む場合

境界測量・面積計算を行う範囲は原則として一筆を範囲とする画地とするが、土地が広大であり、買収する土地がわずかである場合は残地について省略することができる。

※「広大な土地」、「買収する土地がわずか」の判断は基準が示されるまでの間、法務局と協議すること。

3 その他

測量して求めた面積と登記簿上の地積が異なる場合には、分筆登記の申請をする前に地積の更正の書類を作成する。